



世界に希望を生み出そう  
2023-24 RIテーマ

The Rotary Club of Koshigaya

国際ロータリー 第2770地区 第8グループ



# 越谷ロータリークラブ

事務局：越谷市越ヶ谷本町 8-7 TEL.048-965-0550 FAX.048-965-6000 Email. koshirc@crocus.ocn.ne.jp

◆会長／若海 宗承 ◆副会長／豊田 高行 ◆幹事／中村 聡久 ◆クラブ会報委員長／澤幡 智史

出席報告	会員数	出席者数	出席率	免除者数	メイクアップ	出席修正率
	90 名	59 名	70.24 %	15 名		

## ◆ 会長挨拶

### 若海宗承会長

皆様こんにちは。本日も多くの会員の皆様にご参加を頂きありがとうございます。また、先日の新年夜間例会には多くの会員の皆様にご参加を頂き誠にありがとうございます。やはり出席率が高いとやる気がみなぎってまいります。そして久しぶりに例会場へ戻ってきましたが、いつもながら会場運営委員会の皆様には早い時間からの準備、そして例会後の片付けに感謝申し上げます。



まずは昨日 FAX にてお願いをさせて頂きました能登半島地震義援金の件ですが、地区からは一人当たり1,000 円の義援金の要請が届いております。そして、理事の皆様へご相談をさせて頂きこれだけの大規模な被害が発生をしているのだから1 回程度の飲食代を被災者にさらに支援をしても良いのではないかと言う事でご理解を頂き本日のご案内とさせて頂きました。あくまでもご協力のお願いでございます。強制ではございませんが、賛同を頂けましたら是非宜しくお願い申し上げます。皆様からご協力頂きました義援金、支援物資についての取り扱いは本日の理事会にて詰めてまいりますので宜しくお願い申し上げます。

さて、今週は松永会員による卓話でございます。「相続登記義務化について」と題して卓話を頂きますが、お題と関連するかは分かりませんが、私自身は10 年前に相続対策をしたなかで社長を引き継ぎました。相続対策専門の会社をお願いを致しましたが、最初に問われるのが何か皆さん分かりますでしょうか？相続する人の確定をしなくてはならず、両親に対して他にお子さんはいますかと私の前で聞かれておりました。これって、私から息子に相続対策をするときも聞かれるのかと思うと冷～っとしました。諸先輩方も今話を聞いて冷～っとしたのではないのでしょうか。当然ですが私の両親は『いません』と堂々と答えておりました。私自身も堂々と答えられます。また、遺産の一部をロータリー日本財団を受取人として指定することができる事を知っておりますでしょうか。

先日、中島先輩に教えて頂き調べてまいりましたのでご披露させて頂きます。『遺産計画で遺産の一部を、ロータリー日本財団を受取人としてしてすることができ、遺贈額が米価一万ドル相当以上のご寄付を誓約した個人または夫妻は、ロータリー財団の「遺贈友の会」の会員となります。遺贈による恒久基金への寄付は、元金は使われる事なく維持され、その投資収益の一部だけが、寄付者の関心に依じて財団プログラムのために永遠に利用されていく事になります。』尚、三井住友信託銀行では、遺言書の作成や執行の業務を通じて、ロータリー日本財団への遺贈手続きを実務面から支援をしておりますので、藤田さんへご相談を下さい。会員特典を受け取る事もできるようです。今日は内容のある話をしましたが、最後に全く内容の無い話をします。東京マラソンへ出場する澤田さんの追加情報です。12 月より練習を始めた事は先日の会長挨拶でお話を致しましたが、やる気を出し過ぎて12 月中旬には肉離れとなりました。ゴルフに行くときと一緒に、まずは言い訳から入ったなと思いましたが、どうやら本当の様でございます。年始から徐々に練習再開をしているようでございますが、さて、3 月3 日に間に合うか楽しみです。それでは本日の例会も宜しくお願い申し上げます。

## ◆ 幹事報告

### 中村聡久幹事

1、1 月 12 日の持ち回り理事会において、能登半島地震の被災者に向けて越谷 RC として義援金を募る事が承認されました。また本日、例会終了後に定例理事会を3 階大会議室にて行います。理事・役員の皆様、ご出席宜しくお願い致します。



2、22 日(月)に越谷・越谷中央ライオンズクラブ合同新年会がハウス オブ ザ マカロンにて午後 6 時 30 分より開催されます。増元直前会長が出席されます

1、ロータリーの友・ガバナー月信、2 月 3 日開催の IM のパンフレット等を BOX にお入れしましたのでご確認下さい。

## ◆ 委員会報告等

## ◎ 鑑賞同好会

横家 豪代表

昨年度の例会で素晴らしい歌と演奏をご披露頂いた「よしおかよしみ様」からライブのご案内が来ています。2月12日(月)に西新橋のイメージングスペースで1時半から行うので皆さん是非ご参加下さいとの事です。ご興味ある方は増元パスト会長までお問合せ下さい。宜しくお願い致します。

## ◎ 地区会員増強維持委員会 小暮直正委員長

既に皆様にご案内の地区会員増強維持部門委員会主催でワイン同好会を3月1日(金)18時より開催致します。ワインのうんちくミニセミナーと試飲会で会場は埼玉新都心駅より徒歩8分のフランス料理「アルピーナ」です。こちらは大宮南RCの阪会員が経営されているお店です。会費は12000円ですが洗練されたお料理と、飯沼会員増強維持部門委員長が厳選したワインを用意してお待ちしておりますので皆様のご参加をお願い致します。また地区会員増強維持委員会では一昨年度より同好会を活用した増強維持に力を入れています。越谷RCでも増元直前会長がたくさん同好会を作って頂いてありがとうございます。是非ロータリアンもそうですがそれ以外のロータリーに入りそうになった方がいらっしゃればお誘いあわせの上、ぜひご参加のほど宜しくお願い致します。もう一点、報告させていただきます。地区の会員数が昨年の11月現在でプラスの純増85となっています。前年度同時期の約2倍位増えているという事になります。各クラブの会長・会員の皆様、それから増強委員会の皆様に、この場を借りて御礼申し上げたいと思います。ただ6月にロータリークラブの会員というのはガクンと減ってしまうという傾向になりますので、引き続き会員増強へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## ◎ 親睦活動委員会 牛久祐一副委員長

本日18時より若松にて親睦活動委員会を開催します。皆様ご出席を宜しくお願いします。

## ◎ 社会奉仕委員会 中村 守副委員長

能登半島地震の支援物資と義援金のお願いです。支援物資は来週までに事務局にお願いします。義援金は来週、再来週まで受付をさせていただきますので、クラブは4000円で地区1000円という事で5000円以上の募金をお願い致します。ご協力のほど宜しくお願い致します。

## ◎ 雑誌広報委員会 野口和幸委員長

ロータリーの友のご紹介です。RI会長のご挨拶があり、その次に「難しいと思いませんか？職業奉仕」ということで特集が組まれております。会員の皆さんそれぞれの活動が、もう既にそれ自体が職業奉仕かもしれませんよという事で、次のページから様々な職業奉仕の事例が出ております。次は縦P.4にハードオフの山本善政会長の四つのテストについての記事があります。この四つのテストというのは職業奉仕にふさわしい職業倫理訓だという事が書いてあります。前文の言行ということの

「言」は自分の考え方や自分で言うこと、「行」は行動は常にこれでいいんですかということを常に日頃の活動の中で問って見たらどうか。そして、みんなのためになるかどうかの「みんな」とはこれ誰のことなのか、山本会長さんはお客さま、社員・スタッフ、会社と位置付けた非常に興味深い記事です。ぜひご一読下さい。

## ◎ 国際奉仕委員会 瀧田貴夫委員長

バングラデシュ国際奉仕事業ですが、2月16日出発の1か月前となりました。来週23日夜には結団式がございます。事業の参加の皆様、委員会の皆様宜しくお願い致します。ビザの件ですが、まず、ネットにて電子登録の打ち込みが必要になります。それを印刷したものとパスポートと写真、この3点を牛久さんがバングラデシュ大使館に来週持ち込みたいという事です。後日、牛久さんから分かりやすい手続き方法が皆様には届くと思いません。それに沿って打ち込みをして頂き印刷して下さい。そして写真を用意してパスポートを持って来週の例会にお越し頂くか、結団式にお持ち下さい。どうぞ宜しくお願い致します。

## ◎ ロータリー財団委員会 松田繁三委員長

日頃のご寄付誠にありがとうございます。皆さん今がその時期です！1月は141円です。私の予測では能登半島地震とJALの事故がなければ2月くらいに130円台になるかなと思っていましたが残念ながらもうなりません。円高になる要素は世界見渡してもないんです。ぜひ141円のうちにポールハリスフェローになりましょう。ぜひご協力お願い致します。また石垣会員・鈴木隆広会員・中村聡久幹事・深野会員・増元会員から多大なご協力を頂きありがとうございます。

## ◎ 米山記念奨学委員会 澤田裕二委員長

目標額を達成致しました。皆さんご協力ありがとうございました。ただまだ100%ではありません。100%に近づけるよう来年度以降お願いできればと思っています。もう今以降は次年度扱いという事になり森田年度の扱いになると思います。今以降に寄付される方は次年度ですよということをご認識頂ければと思っています。

## ◎ ご報告 澤田裕二カウンセラー

駒場桜さんの報告です。総合評価は5段階の4。ホストRCの例会は月3回出ています。その他の近況は地区でやっているのか？クリスマスの会をやった時は、ものすごく楽しかったそうです。そしてこの会がオーストリアに来ている全留学生が会える最後の場だったそうで皆さん涙を流していたという報告を受けております。

## ◆ 誕生・結婚祝 親睦活動委員会

誕生祝: 蓮見典史、中島雅樹、宮部政夫、渡邊哲康  
結婚祝: 中島美三郎、平野慎也、牛久祐一

## ◆ 「相続登記義務化について」 松永賢一会員

今日は相続登記申請の義務化のお話をさせていただきます。

ニュースなんかでも皆様お聞きの通り、今年の4月1日

から義務化になります。相続が発生すると基本的には所有権というのが遺族の方のものに移ります。ロータリー財団に遺贈するよという方以外の不動産は基本的にはそういう事



なるうかと思えます。できるだけ簡潔に進めていきたいなというふうに思っております。そもその背景ですが、相続登記自体は今まで義務ではなかったんです。ほったらかしでも、何ら罰則がありませんでした。なぜ義務化されるようになったかという、令和2年 国交省の調査によりますと、国土の24%が所有者不明土地と言われております。これは非常に困った事態でして、1点目は相続登記がされないまま年月が経ってしまうと世代交代もどんどん進んでいく。そうすると相続人というのは子どもから孫、さらにその下の代までどんどん広がっていった所有者関係者が膨大な数になっていき、本当に誰が所有者かというのを突き止めるのも非常に大変になってくるということです。それから2点目は管理不全になりがち、つまり誰が所有者かわからないと所有者自身も自覚がないんです。そのため建物とか腐敗していてもほったらかしの状態になりがちだということです。それから3点目は公共事業や復旧・復興事業の阻害要因になるという事です。新しく道路を整備したいといった時に用地買収の交渉等をやっていくわけなんです、そもそも所有者が誰かわからないと交渉にも着手できないという事で、公共事業復旧・復興事業の阻害要因になる。こういった問題点から、相続登記を義務化しようという話が決まりました。法改正で変わったのは、相続登記が義務化されるというところだけではなくていろんな所が変わっております。令和3年4月21日に成立した民法等の一部を改正する法律というものです。1つ目が相続登記申請の義務化ですね。2つ目が住所変更登記申請の義務化。それから、所有者不明土地管理制度等の創設ということです。それから関連して相続土地国庫帰属法というのが成立しております。これはどういうものかという、相続または遺贈により土地の所有権を取得した相続人が、当該土地を国に引き取ってもらう制度です。令和6年4月1日から施行されるという事です。相続により不動産を取得したことを知ったときから3年以内なので、亡くなった方と行き来も全くなって死んだことを知らなかったという場合にはこれには該当しない。あくまで知ったときから3年となります。これには罰則があり、正当な理由なく怠ったときは10万円以下の過料の制裁があります。正当な理由とは、遺産がすごく膨大でなおかつ相続取り分の問題で揉めに揉めているといったときが正当な理由。あとは、本当に重篤な病気にかかっている登記申請どころではないといった場合も、正当な理由と言われております。じゃあ、その相続登記って具体的にはどういうことをするの

かという、一般的には相続人全員で遺産分割協議という話し合いをします。この不動産は誰が取得するか、誰の名義にするか、というのを決めてもらいます。当然、まとめて全員で共有でもいいんですけども、とにかくどういふような遺産分けをするかと決めて頂いて、それによって登録申請という流れになります。なので、話し合いがまとまらなると登記ができないという事になります。他にも、例えばその相続人の中に行方不明者がいるとかです。たまにあります、そうした場合もなかなか登記はできません。そうすると、自分に落ち度がないのに過料の制裁が来るのは問題だということで一応対応策というのがあります。相続人申告登記というのが新設されます。相続登記というのは、相続人全員で誰の所有、誰の所有になるかというのを決めてもらった後に申請するものですが、そこまで話がまとまらない場合は、とりあえず自分はその所有者の相続人です。という申告をすればこの10万円の過料は来ることはありません。なのでとりあえず3年以内に間に合いそうにないなという場合はこの相続人申告登記をしておけばいいのかなと思います。申告登記自体は無料になりますのでどうぞ留意下さい。ちなみに、相続登記の手続きにどういったものが必要かというと、被相続人が生まれてから亡くなるまでの全ての戸籍が必要になってきます。なんでこれ全部必要かというとですね、先ほど若海会長がおっしゃった通り、隠し子がいないことを証明するために全部必要になってくるんです。ここまで苦労して集めた上でもう一つ苦労があります。相続人全員で話し合いをする必要があります。誰がその不動産を取得するかを決めて、ようやく相続登記ができるということになります。なので、遺言を書いておくとな非常に遺族の方は楽になりますので遺言をお勧めします。ご自身で書くことも可能ですが、決まりに沿って書く必要があるので公証人をお願いする公正証書遺言がおすすめです。もう一つ重要なのが、住所変更登記申請の義務化が令和8年に施行されます。引っ越しで住所が変わったり結婚とかで氏名が変わってから2年以内に申請する必要があり、正当な理由がなく怠ったときは5万円以下の過料ということになります。これに気をつけないきゃならないのが今すでに、住所変更登記をしないで昔の住所のままになっている方の場合、令和8年から2年以内に住所変更しないと過料が来る可能性があるということです。これにも救済策があります。法務局による職権登記。詳細はまだ決まっていますが、個人の場合は事前に情報(氏名・住所・生年月日等)を届けておけば市役所に住所変更等の届出をしたときに法務局にデータが行くようになります。そうすると法務局の方で新しい住所に変更していいですかという問い合わせがきますので、いいですよという勝手に住所変更してくれます。自分で申請すると1筆1,000円かかりますが職権でやってもらうからただです。事前にこれを届けておくとお得かなと思います。もう一つは法人の場合です。法人の場合は

本店変更、本店移転、これらの法人登記を行うと同じ法務局に登記簿があるので、そのデータベースから勝手に引引っ張ってきて不動産の所有の会社の住所変更が行われるという形になります。これもただ事前の登録が必要ですが、まだ決まっていないので何か情報が分かりましたら、またご案内したいと思います。他にも様々な義務があります。一つが農地法の届出です。農地の相続とか、法人の合併とかで取得した場合は農業委員会に届け出をする必要があります。これを結構うっかりしている方がほとんどだと思いますが、これをやっておかないと10万円以下の過料という制裁があります。あと、森林法の届出というのがあります。農地じゃなくて森林ですね。これも届出をしないと10万円以下の過料です。もう一つ、国土利用計画法の届出というのがあります。これは売買とか、事業上等で大規模土地ですね。市街化区域の場合は2000平米以上の土地を取得すると契約時から2週間以内に届出をしないと6ヶ月以下の懲役または200万円以下の罰金とかなりきついお仕置きが待っていますのでご注意ください。もう一つ、所有者不明土地管理制度というのが創設されました。所有者不明土地となるケースで、先ほども申し上げた通り、例えば行政が道路を作りたいといったときに、土地を所有者がわからないと、そこで計画が止まってしまいます。そういったところを防ぐためにこういったのができ、具体的には行方不明の人のための不在者財産管理制度管理人とか、あと亡くなった人のための相続財産管理人、先ほどの相続財産清算人というところ。つまり1個人をまとめて管理するという仕組みしかなかったんですけども、特定の不動産に対して管理するという制度ができました。非常に使い勝手がいいんじゃないかと思えます。これができたおかげで、用地買収したいところの不動産にスポットを当てて管理人を立てて交渉することができるということが始まりました。これは結構使い勝手がいいんじゃないかと思っております。それから最後に、相続土地国庫帰属というのが令和5年4月27日から始まっております。何かというと、相続してしまったがいらぬ、土地管理負担が重いとか、これを国に引き取ってもらう制度です。うちの事務所にも結構相談とかあるんですけども昔の別荘地ですね。買ったはいいいけど放置されているといったところ。相続したけど、もう行くのも大変、ライフラインも何も施設されてないといったときに、もういらぬので国に引き取ってくれという制度です。ただこれ、要件がかなり厳しくて、基本的には国が引き取っても国の負担にならない土地、要はいい土地ですね。いい土地は引き取ってくると、なおかつ引き取ってもらうのにお金をかけます。つまりお金を払って引き取っ



てもらおうという制度です。ただそうまでも引き取ってもらいたい人って結構いまして、4月から始まって11月末の時点で申請が1300件ぐらい出ています。そのうち承認されたのがだいたい50件です。非常にテンポが遅いという感じがしますが却下されたのが2件ぐらいしかありません。基本的には要件を満たしていたら承認されるのかなと。ただ取り下げが100件あるので何か色々言いくるめられて取り下げちゃったのかなと思います。建物がきれいな土地ですよということと抵当権とか付いてないですよとかですね。あと土壤汚染されてないとか、変なもの埋まってないとか、そういったところが受付の要件になります。手続きもざっくり書きましたが、図面とか現地の写真を撮って、なおかつ現地に境界の杭を打ってここからここまでの土地を引き取ってくださいというものを出して法務局による審査をして、という形になります。小さく書きましたが審査手数料。土地一つ当たり14000円です。これは取り下げのときも戻ってきません。それと負担金です。畑の場合は、例えば基本20万円かかるとか、それ以前に申請するまでに現地に行ったり、色々調査する必要がありますので結構お金がかかるんじゃないかと思えます。ちなみに、第1号に承認された方は素人の方ご自身でやられてましたので、出来なくはない申請かなと思います。

まとめとして相続登記申請義務化だけでなく、いろんな法改正がなされています。これからも色々変わってくると思いますので、詳細等が出ましたらその都度提供させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

#### ◆ 支援金等授与 若海宗承会長

「交換留学生 ユリウス君並びにホストファミリー」

#### ◆ ビジター・ゲスト紹介

交換留学生 ユリウス君

#### ◆ スマイル報告(敬称略)

\*①松永さん、卓話ありがとうございました。中身のあるお話でした。②能登半島地震への支援物資・義援金とお願いばかりですがご協力のほど宜しくお願い致します。③大塚さんホストファミリーありがとうございました。吉澤さん宜しくお願い致します。/若海宗承会長

\*①松永会員、卓話ありがとうございました。とても勉強になりました。②能登半島地震の救援物資・義援金にご協力頂いた皆様ありがとうございました。/中村聡久幹事

\*①52回目の結婚記念日のお祝いありがとうございました。②令和6年初のヨガクラブが本日举行されました。渡邊会員、いつもインストラクター役をありがとうございました。/中島美三郎

\*松永さん、卓話ありがとうございました。/須賀定吉

\*松永会員、卓話ありがとうございました。/江原武男

\*米山記念奨学会へのご寄付ありがとうございました。皆様のお気持ちに感謝致します。/澤田裕二

\*①能登半島地震での被災地の一日でも早い復興を願っています。②誕生・結婚祝を迎える皆様おめでとう

ございます。/坂巻邦夫

\* 松永会員、本日は興味のある卓話ありがとうございました。/浅見富司雄

\* 久しぶりの例会出席でしたが、出席すると勉強になります。松永先生、卓話ありがとうございました/丹田益生

\* 松永会員、相続登記申請義務化のお話、大変ためになりました。/松田繁三

\* 松永会員、卓話お疲れ様でした！/森田 隆

\* 去年は例会欠席が多かったので今年は頑張って出席したいと思います。/野見山哲二

\* 松永会員、卓話ありがとうございました。益々のご活躍をお祈り申し上げます。/平田徳久

\* ①松永さん、大変参考になる卓話ありがとうございました。②先週の新年夜間例会を体調不良のためお休みしました。新年初めてお会いする方もいらっしゃいますが今年も宜しく願います。/増元晃

\* 松永さん、ためになる卓話ありがとうございました。/木村淳一

\* 誕生祝いありがとうございました。松永会さん、卓話ありがとうございました。/中島雅樹

\* 松永会員、相続登記の卓話大変勉強になりました。/江藤真吾

\* 松永さん、分りやすくお話して頂きありがとうございました。/近藤正成

\* 松永先生、ユーモアある分りやすい卓話ありがとうございました。/井橋英蔵

\* 松永さん、卓話ありがとうございました。とても勉強になりました。/濱野世嗣

\* 松永さん、卓話ありがとうございました。また本日も沢山の笑顔ありがとうございました。/鈴木隆広

\* 能登半島地震のご支援ありがとうございました。/常峰光雄

\* 誕生祝いありがとうございました。後厄もあけ、ようやくきれいな身体になりました。心もきれいになれる様精進します。/渡邊哲康

\* 松永会員、卓話ありがとうございました。/陶山史朗

\* 結婚記念日のお祝いありがとうございました。/平野慎也

\* 誕生・結婚祝いを迎える皆様おめでとうございます。/有森健太郎

\* 誕生・結婚祝の皆さんおめでとうございます。楽しい一年になりますように！/中里智博

\* 誕生祝いありがとうございました。/宮部政夫

本日 34 件 52,000 円 累計 1,510,000 円



12月16日  
文教大学 RAC  
&  
獨協大学 RAC  
の皆さんが、文  
教大学周辺の清  
掃活動を行いました。

